

平成 27 年 1 月 8 日

## 特殊詐欺被害未然防止に向けた取組みについて

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、愛知県警察本部からの要請により、ご高齢のお客さまの窓口での多額現金引き出し時に詐欺被害未然防止に向けた取組みを行うこととしましたのでお知らせいたします。

お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1. 目的

振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害は依然として増加し、平成 26 年の愛知県内における被害は件数、金額とも一昨年を大きく上回っており、深刻な状況となっております。また特殊詐欺での被害金が犯人に渡った状況は、ATMや窓口からの振込等ではなく現金手渡し型が多くなっております。

当行はお客さまの大切な財産を守るため、愛知県警察本部の要請に応じ、特殊詐欺被害防止対策として以下のとおり取り組むこととしました。

#### 2. 取組内容

- (1) ご高齢のお客さまが、多額の現金をお引き出しする際には、振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用をお勧めいたします。
- (2) 振込みまたは自己宛小切手（預金小切手）のご利用を拒否された場合や、詐欺被害と疑われる場合は、警察に連絡の上、ご相談させていただきます。

以 上